

## 寄附金等取扱規程

公益財団法人母子衛生研究会  
寄附金等取扱規程

平成 25 年 4 月 1 日施行  
令和 8 年 4 月 1 日改正

(目的)

**第 1 条** この規程は、この法人が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人の行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

**第 3 条** この法人は、寄附を受けた財産については、その半額以上（ただし、寄附者の意思により用途が特定されている場合には、それに従う。）を公益目的事業に使用するものとする。

2 寄附者からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

3 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会（重要な財産の場合）の承認を得なければならない。

4 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

5 前項の書面には、次のような事項を記載する。

(1) 寄附者の住所・氏名

(2) 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）

(3) 寄附物品・固定資産の量・種類等

(4) 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特別寄附金の区分を記載する。

(5) その他必要事項

6 クレジット決済、その他オンライン決済については、寄附者からの入金又は決済の完了をもって、寄附の意思表示及び受入れがあったものとして取り扱うことができるものとし、書面による申入れを要しない。

7 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。ただし、寄附者が受領書の発行を希望しない場合は、この限りでない。

(遺贈による寄附)

**第 4 条** この法人は、遺贈による寄附の申入れを受けるものとする。

2 遺贈寄附の受入れにあたっては、相続人、遺言執行者その他の関係者と必要な確認及び調整を行い、当該財産の内容、権利関係、管理又は処分要する負担等を勘案したうえで、理事長又は理事会（重要な財産の場合）の承認を得るものとする。

3 遺贈寄附として受け入れた財産について、当該財産の性質上、そのまま公益目的事業に使用することが困難である場合には、適切な方法により換価又は処分したうえで、公益目的事業に充てることのできるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、遺贈寄附の全部又は一部について、受入れを辞退することができる。

- (1) 権利関係が不明確である場合又は係争中である場合
- (2) 管理、維持又は処分に過大な負担を要すると認められる場合
- (3) この法人の公益目的事業の趣旨に照らし、適当でないと認められる場合

**(寄附金の事務処理手続)**

**第5条** 寄附金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。  
2 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める資金運用規程によるものとする。

**(寄附物品等の事務処理手続)**

**第6条** 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。  
2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産資産管理のための台帳に登載しなければならない。  
3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

**(補則)**

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、移行認定を受け登記を行った日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。（平成 24 年 3 月 27 日制定）

**附 則**

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（令和 8 年 3 月 17 日理事会承認）